

四半期開示の見直しに関する実務検討会（第2回） 議事録

日 時： 2023年8月31日（木）17時00分～19時00分

場 所： 東京証券取引所 15階特別会議室

出席者： メンバーリスト参照

【神作座長】

それでは、予定の時刻となりましたので、第2回「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を開催させていただきます。皆様方には、お忙しいところ、前回に引き続き検討会にご参加いただきまして、ありがとうございます。本日のご出席状況でございますが、熊谷様がオンラインでご参加されております。

それでは、さっそくではございますが、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日は、事務局から資料の説明をしていただき、その後、日本公認会計士協会の藤本メンバーから、見直し後の四半期決算短信に対してレビューを実施する場合に想定されるレビューの性質や具体的な手続などについてご説明いただきます。その後、意見交換に入りたいと存じます。それでは、初めに事務局から、ご説明をよろしくお願いいたします。

【内藤課長】

それでは、事務局資料について、上場部内藤より、ご説明申し上げます。本日は、第1回の議論を踏まえた各論点の方針案の内容や、2Q（第二四半期）・通期の取扱い、データ配信形式をテーマとして掲げております。

まず、4ページでは、第1回の議論の総論として、今回の見直しの目的・考え方に関するご意見をお示ししております。様々なご意見いただきましたが、DWG（金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ）報告の考え方に沿って、四半期報告書を廃止し重複を解消することで、企業負担を軽減することを目的とし、これまでと同様に投資家にとって必要な情報が提供されるよう、検討を進めていくものと認識しております。

5ページでは、開示内容に関する前回の議論とそれを踏まえた考え方を示しております。キャッシュ・フロー情報について、IFRS・米国基準においても、作成負担や任意適用促進の観点から、日本基準と同等の取扱いとし、キャッシュ・フロー計算書の省略を認めるべきとの意見がございました。こうした意見を踏まえ、IFRS等においてもキャッシュ・フロー計算書の省略を認める方針としておりますが、キャッシュ・フロー情報の重要性の観点から、キャッシュ・フロー計算書については投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請するとしております。また、レビューの有無については、DWG報告に沿って記載を求める方針ですが、記載箇所についてはサマリー情報後段の注記事項としております。

続いて6ページでは、「その他追加すべき事項」についての前回の議論とそれを踏まえた考え方を示しております。経営成績等に関する説明については、開示状況やその重要性を踏まえ開示を義務付けることとしておりますが、決算説明資料等にて積極

的な開示がなされている実態を踏まえ、決算短信以外の場所を参照することでもよいとしております。

その他の事項についてもご意見を頂戴しておりますが、それらについては、投資判断に有用な情報として例示列举し、積極的な開示を促すとしております。

7ページでは、2011年に日本基準においてキャッシュ・フロー計算書の省略が認められた際の当時の議論を参考としてお付けしています。

8ページでは開示を義務付ける事項に関する方針（案）を示しております。第1回からの変更点としては、財務諸表について、会計基準によって取扱いに差を設けず、BSとPL・包括利益計算書の開示を一律に義務付けるとし、キャッシュ・フロー計算書については投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請するとしております。また、その他の項目で経営成績等の概況を追加しております。

なお、IFRSではキャッシュ・フロー計算書を省略した場合の注記に関する規定がないため、「財務報告の枠組み」のところで、必要な事項を追加する旨を追記しております。

続いて9ページでは、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項について積極的に開示することが重要とのスタンスのもと、投資判断に有用な情報を例示し、積極的な開示を要請するとしております。本日、こちらの内容の過不足についてもご意見を頂戴できればと思います。

10ページでは、サマリー情報の変更イメージを示しております。

11ページでは、開示タイミングに関する前回の議論とそれを踏まえた考え方を示しております。45日以内の開示であればタイミングの遅れはあまり気にならないといったご意見を頂戴しております。前回の議論を踏まえ、現行制度の「決算の内容が定まり次第開示」という基本的な考え方は維持しますが、定まったとするタイミングについては、確報である四半期報告書がなくなることを踏まえ、上場会社において判断するとしております。

12ページは、四半期決算短信と四半期報告書の開示タイミングの差などのデータをお示ししております。

13ページでは、開示タイミングの方針案を示しております

まず、ここでいう「決算の内容」については、1Q・3Q（第一四半期・第三四半期）には、短信に一本化されることを踏まえ、短信において開示を予定している事項としております。

また、特にレビューを受ける場合を想定し、決算の内容が「定まった」と判断するタイミングについてですが、こちらも、短信に一本化されることを踏まえ、上場会社において判断としております。そのため、レビュー終了後に定まったと判断することでも差し支えないとしております。なお、短信を、四半期報告書よりある程度の日数を先行して開示している会社も一定数あるため、迅速な情報提供の観点から、「投資者ニーズ等を踏まえ、レビュー未実施の短信を先行して開示することが望ましい」としております。

また、規則によってレビューが義務付けられる場合の取扱いについては、信頼性と迅速性の両論があると考えておりますので、本日ご意見を頂戴できればと考えており

ます。

14ページからは、レビューの一部義務付けとなります。

第1回において、義務付けられる場合の対象期間については、有報訂正時に訂正監査が行われることなどから、遡及的なレビューは不要との意見が大勢であったことを踏まえ、遡及的なレビューを求めないこととしております。

また、解除時期について、実質的にレビューを義務付ける期間がない場合もあるのではないかとご意見を頂戴しておりましたが、事務局において検証したところ、そうした事例は限定的であったことも踏まえ、要件該当後に提出される有報・内部統制報告書においていずれの要件に該当しない場合には解除する、としております。

また、レビューの性質の「準拠性」につきましては、具体的な手続について整理が必要といったご意見を頂戴しております。こちらについては、日本公認会計士協会の藤本様から後ほどご説明いただく予定でございます。

15ページではレビューの性質について示しておりますが、詳細については藤本様のご説明と重複するため割愛させていただきます。

16ページでは、金商法上四半期報告制度導入前に、旧マザーズ市場において義務付けられていた監査人による意見表明の内容をお示ししております。こちら、前回ご質問をいただいており正確にご回答できていなかった部分がございますので、参考としてお付けしております。

17ページは、2023年3月期を対象にレビュー義務付けとなる件数等をシミュレーションしたものでございます。計41社にレビューが義務付けられる結果となったものの、表の③にある実質的にレビューの義務付け期間がないケースは限定的でございました。

18ページではレビューの一部義務付けに関する方針（案）を記載しております。遡及的なレビューを求めないこととしていますが、その他、第1回から変更はございません。

続いて19ページでは、エンフォースメントについての第1回での議論と方針（案）を示しております。第1回では、監査人との連携を強化するということが重要との意見をいただいていたほか、現行と同様に法令上の風説の流布が決算短信に適用される旨を周知すべきといったご意見がございました。

これを踏まえたエンフォースメントに関する方針（案）でございますが、基本的な考え方としては、上場会社への確認を基本としつつ、エンフォースメントをより適切に実施するため、監査人との連携を強化し不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築するとしており、そのために、公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断から、措置の検討に必要と認める場合に広げることとしております。

また、この施策が適切に機能するよう、監査契約の守秘義務解除の正当な理由に取引所の求めに対する報告を含めるなどの対応を日本公認会計士協会にお願いするとしております。

20ページでは、見直し後も、法令上のエンフォースメントが適用されることに関連し、法令上のエンフォースメントの状況をお付けしております。

21 ページではご議論いただきたい事項を示しております。各項目の方針（案）に対するご意見のほか、「開示内容」については、9 ページでお示ししている投資判断に有用な事項の例示について過不足はないか、また、「開示タイミング」については、規則によりレビューが義務付けられている場合、迅速性を重視して13 ページの方針（案）と同様の取扱いとするか、または信頼性確保の観点からレビューが義務付けられていることを踏まえ、レビュー終了後に短信の開示を求めるかといった選択肢があると考えており、その点ご意見いただければと思います。

続いて、2Q・通期の決算短信の取扱いについてですが、まず、23 ページでは制度を概観しております。

24 ページですが、2Q・通期については法定開示が存続するため、現在の速報としての取扱いを維持する方針（案）を掲げております。1Q・3Qで追加される開示事項についても、速報性と投資者ニーズを踏まえ各社の判断としてしております。

この方針（案）について、本日ご意見をいただければと思います。

続いて、26 ページから短信のデータ配信形式でございます。現在の短信ではサマリー情報と財務諸表についてはXBRLで、その他の事項はPDFのみでの提出となっておりますが、四半期報告書では全文がXBRL形式となっております。

27 ページでございます。XBRLには詳細タグと呼ばれる詳細な粒度の概念で定義されたタグがございます。ここでは四半期報告書における詳細タグが付される事項を列挙しております。

28 ページでは、情報ベンダーにおける四半期報告書の情報の利用状況を事務局でヒアリングした結果をお示ししております。取得している情報としては、セグメント情報やBS・PL・キャッシュ・フロー関係の注記、研究開発費等のMD&Aの一部項目があるものの、取得方法について、XBRLを活用しているのは、詳細タグが付されている一部の注記ということでございました。

29 ページでは、2021年12月に開始した決算短信のHTMLに関する実証実験について説明しております。HTMLは、PDFと比較して、テキスト分析が容易であり、また、ブラウザの翻訳機能により自動翻訳の活用が期待されます。

また、HTMLの作成に際しては、全上場会社が利用されている印刷会社のツールを用いることで、追加的な作業なくHTMLを作成することが可能となっております。実証実験の段階ですが、直近において、累計7割ほどの上場会社がHTMLを開示しております。

30 ページでは、データ配信形式に関する方針（案）を記載しております。表の右側が新様式におけるデータ配信形式でございまして、XBRLについては、※2のとおり、詳細タグが付されている一部の注記事項について、新たに提出を求めることとしております。また、HTMLについても、全上場会社に提出を求めることとしております。

なお、配信形式の平仄を揃える観点から、2Qおよび通期についても同様とするとしております。

31 ページでございますが、30 ページの方針（案）に関するご意見を頂戴できればと思います。

33ページ以降は、情報開示の充実でございます。第1回の議論では、事業環境の変化に関する開示について、マクロ経済の変動は様々な面から影響を与え見極めに時間を要するため、適時開示に馴染まないといったご意見や、エクスポージャー情報やセンシティブティ情報は客観的事実であるため、第一報として早期の開示が望まれる等のご意見がございました。

また、バスケット条項については、ガイドブックで示している開示目安が開示実務上、重要であるとのご意見や、本来は企業価値への影響を上場会社が咀嚼して重要性を判断することが重要との意見がございました。

34ページでは、コロナ拡大時などの時において、東証が要請や開示例の公表を行ったにもかかわらず開示が進まなかった理由等を事務局で整理したのになります。開示が進まなかった理由として、影響の精査に時間を要するということや、「間違いのない確実な開示」を志向する傾向があり、見込みベース等での開示に抵抗があるということなどがあると考えております。これらを踏まえて、ページ下に「事業環境の変化に関する開示の促進方針」案を記載しています。

35ページでは、第1回でご意見をいただいております、適時開示のモニタリングについて、開示日前後における東証の対応を参考としてお示ししております。

続いて36ページでは、情報開示の充実に関する方針（案）を整理しております。当面の対応として、事業環境の変化に関する開示については、第1回でもお示した37ページの開示ポイントの内容を適時開示ガイドブックに追加し、開示を要請するとしております。また、その他の情報開示については、バスケット条項の本来の趣旨の理解を促進させる観点から、開示目安は削除しないものの、開示要否の判断における1つの目安である旨を明示するよう、ガイドブックでの位置付けや示し方を見直すとしております。また、継続して開示例を公表し、開示拡充を促すサイクルを作ることをご想定しております。

その後の展望としては、投資者の意見を継続的に聞きながら上場会社の開示姿勢の変化をフォローするとしており、投資者にとって有用な情報が積極的に開示されるプラクティスが醸成されれば、原則主義への移行の是非や四半期短信の任意化の是非の検討の素地になると考えております。

38ページでは、先ほどの方針（案）についてご意見いただければと思います。

以降のページは、各論点のご議論いただきたい事項を再掲したのとなります。資料の説明としては、以上となります。

【神作座長】

ありがとうございました。続きまして、前回もご説明をいただいておりますが、改めて日本公認会計士協会の藤本メンバーから、見直し後の四半期決算短信に対してレビューを実施する場合に想定されるレビューの性質や具体的な手続などについてご説明いただきたいと思っております。

それでは、藤本メンバー、よろしくお願いたします。

【藤本メンバー】

藤本でございます。前回に引き続き、説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。今日は、四半期決算短信に対するレビューの性質、期中レビュー実務指針の検討状況についてご報告を申し上げます。

まず、四半期決算短信に対するレビューの結論でございますが、スライドの3ページをご覧ください。1回目でもすでにご説明しており、重複する部分があれば大変申し訳ありませんがざっと振り返りをさせていただきます。

まず適正性が準拠性かというレビューの結論については、財務報告の枠組みに沿って行われることから、そもそも適用される財務報告の枠組みというものがどのような観点で枠組みが決められているかを示したものでございます。一つ目が想定利用者の目線として、広範囲の利用者を想定した一般目的の枠組みと、特定の利用者を想定した特別目的の枠組みがあります。開示の目線という観点から、適正表示を達成するために追加的な開示規定があるのかどうかという観点で適正表示、あるいは準拠性の枠組みということになります。追加的な開示規定とは、下に注意書きがあるように、財務諸表が全体として適切に表示されるように追加的な開示を求める規定があるかどうか、監査基準の中で定義されています。

続きましてスライドの4ページになります。財務報告の枠組みがどのようにレビューの結論に影響してくるのかを示したスライドになります。それぞれの枠組みに対して、それぞれの意見を参照する形ではありますが、適正表示の枠組みが達成できている場合には、財務諸表全体としての表示が適正表示であるという実質的な判断を含めた意見であり、右側にまいりまして、準拠性の枠組みの中では、追加的な開示要請の規定がないことを踏まえ、会計基準に準拠して作成されているかどうかの意見が求められる、といった違いがございます。

次に、スライドの5ページにまいりますが、適正表示の枠組みか否かを判断するステップとして、前回は金商法の説明をいたしました。第1回目の四半期開示の見直しに関する実務検討会における開示内容をもとに検討しております。まず、ステップの一番目として、適正表示を達成するための追加的な開示規定があるかどうかという観点からは、ないものと認識しております。その場合には、ステップ2は省略されていくことから、準拠性の可能性が高いと認識をさせていただきます。

続きまして、6ページのスライドです。第1回目の時に準拠性の手続が適正性の手続と比べて違いがあるのかというご質問も聞かれたところでございますので、その内容を図にしたものです。手続につきましては、左から見て、まずレビュー契約を締結した後、レビューするためのリスク評価、そしてリスク対応手続の立案と実施、レビュー結論の形成、そして最終的にレビュー報告書を作成いたします。このうち、リスク評価そしてリスク対応手続の立案と実施は、準拠性でも適正性でも内容が変わるものではないかと認識しております。リスク評価の場合には、期中財務諸表の作成に関わる内部統制についても十分に理解したうえでリスク評価を行い、その結果に基づきリスク対応手続を立案し、質問・分析等の手続とその他のレビュー手続を実施するところは変わりません。違うところは、右側の点線囲みのところにある適正表示と準拠性の記載となります。繰り返すにはなりますけれども、適正表示の場合には、一般に公正妥当と認

められる財務諸表の作成基準に準拠して適正に表示をしていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった、準拠性に関しては、「適正に表示していない」という点が「作成基準に準拠して作成されていない」、と適正表示と準拠性の文言の違いが出てくるということでございます。手続の違いに関しては、下の留意点にもありますように、違いはないと申し上げておりますが、適正表示は財務諸表の全体的な表示が適正であることを確認していくということから、準拠性と手続が変わるところになります。金商法の場合では年度の監査を行って、その枠組みの中でおこなわれる期中財務報告に対するレビューの観点から適正表示と考えられますが、単独で四半期のレビューを行うことに関しては、例えば減損損失の注記や関連当事者の注記が省略された場合に、それが果たして適正表示と言えるのかどうか、懸念点として挙げられると考えております。

続きまして、参考の①として7ページ目のスライドに合意された手続の業務を参考までに示しております。こちらは業務実施者と依頼者の間で決められた手続を実施して、その結果を報告するといった内容であり、レビューの内容とは異なるということをお示ししたスライドでございます。

スライドの8ページと9ページ、10ページにつきましてはご参考までにお示ししております。

続いて、期中レビュー実務指針の検討状況についてご報告申し上げます。12ページ目のスライドをご覧くださいと思います。記載の内容はすでにご承知かと思いますが、監査人において任意にレビューを実施する可能性を踏まえまして、日本公認会計士協会においては任意のレビューを前提とした実務指針の検討を進めているということでございます。

スライドの13ページ目に金商法も含めて整理をさせていただいております。まず上から金商法の枠組みの中では企業会計審議会における四半期レビュー基準、これに基づき、会計士協会において四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」を作成しております。ここは金商法の開示内容に合わせて改正を予定しております。また、これとは別に、保証業務実務指針2400をすでに開発しておりますが、これは年度の監査人でなくても適用される実務指針となっております。今回、任意のレビューであっても年度の監査人を前提としたレビューの実施が求められると認識しておりますので、その国際基準であるISRE 2410に基づいて現在会計士協会では実務指針の開発を進めている状況でございます。

私からのご説明は以上となります。

【神作座長】

ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。

本日はテーマが多いため、まずお手元の事務局資料40ページから41ページにございます「1Q・3Q四半期決算短信」と「見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い」、「決算短信のデータ配信形式」に関する「ご議論いただきたい事項」に基づきまして、メンバーの皆様方からご意見を頂戴したいと思います。また、藤本メンバーのご説明の内容について、ご質問がありましたら併せてお出しいただければと思います。

ご発言の際には、挙手いただきましたら、私のほうからご指名させていただきます。オンラインでのご参加の方もいらっしゃいますので、はじめにお名前をおっしゃっていただいたうえで、ご発言いただければと思います。なお、ご発言の際は、お手元のマイク右下のボタンを押していただきまして、ボタン上の「TALK」のランプが緑色に点灯いたしましたら、ご発言ください。

また、オンラインでご参加の方は、チャットにて発言希望の旨をお入れいただきましたら、ご指名させていただきますので、カメラをオンにして、ミュートを解除したうえでご発言いただければと思います。

どなたからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

【松本メンバー】

ご説明ありがとうございました。

まず第1回の議論を踏まえ、基本的に今回の四半期の簡素化は、あくまで速報性を担保しつつ効率化を図ることが目的と理解しております。そのため、実務負荷の増加によって短信の公表が後ろ倒しにならないようにする必要があり、加えて四半期ごとの情報の有用性は会社毎、事業毎に異なります。そのため、基本的な考え方として、決算短信の開示項目に追加する項目は必要最小限にすべきと考えております。

これを前提に述べさせていただくと、短信につける財務諸表の中で、連結キャッシュ・フロー計算書を国際会計基準、ないし米国基準適用会社のみを求めるという形ではなく、連結キャッシュ・フロー注記に開示内容を統一する案となった事は、望ましいという認識を持っております。

一方、連結キャッシュ・フロー計算書は投資判断に有用だとして積極的な開示項目として要請がなされているわけですが、日本基準適用会社においては過去に1Q・3Qの連結キャッシュ・フローは簡素化され注記のみになっており、この流れに逆行していると感じております。また、財務諸表注記も積極的な開示要請事項として記載されていますが、こちらも非常に大括りで漠然としており事業会社側も混乱する可能性が高いと思われます。特に金融商品については、日本基準上1Q・3Qは実質的に免除されているような形になっており、連結キャッシュ・フロー計算書と同様、現行の日本基準の四半期報告書以上の開示を推奨することになりますので、今回の検討趣旨を超えており、例示からは外すべきと考えております。

また、経営成績の分析の開示義務付けについて、DWGでも委員の方々によって賛成・反対それぞれご意見がありましたが、各社の任意開示が進み、鋭意、経営成績の分析を説明しているケースも多くございます。そうした中、あえて義務付ける必要はなく、任意での取扱いで十分ではないかと考えております。

それから、レビューの有無をサマリー情報に記載する論点についてですが、財務諸表利用者に対してレビューはあくまで任意と理解いただく意味でも、表紙冒頭で示して誤解を与えるということではなく、後段に記載の案になっていることは望ましいと考えております。その一方、短信のサマリー情報だけではなく、その他の規則やガイダンス資料を含め、レビューは任意が原則であることを、財務諸表利用者にも誤解を与えないような記載にさせていただくことは改めて非常に重要と考えております。この点

は、十分にご留意いただきたく考えております。

なお、四半期決算短信の開示のタイミングについて、決算の内容が定まり次第開示とされていること、45日以上経過する場合に適時開示を求めることについては、特に問題はないと思っておりますが、一方で、任意でレビューを受ける場合にレビューのない短信とレビュー後の短信、いわゆる二段階で開示することを勧められていることは、同じ短信を2回に分けて開示することであるので、財務諸表利用者の混乱を招くおそれがあり、奨励すべきものではないと考えております。

また、決算短信のレビューの一部義務付けとエンフォースメントについては、対象期間は提出済みの1Q・3Qの短信について遡及的なレビューを求めないとしたことはリーズナブルな対応と考えております。一方で、取引所が措置の検討に必要と認める場合に公認会計士へのヒアリングの射程を広げることについては、前回も申し上げましたが、実際の運用で東証から該当会社に確認なく公認会計士にヒアリングを求めるといったことのないようお願い致します。少なくとも東証から上場会社に対して守秘義務解除を事前に確認することを、何等か規則等で明記いただけないかと考えてございます。実際の運用では、該当会社に確認なく公認会計士にヒアリングを求めることはないと伺っておりますが、この点は明示いただければと思います。

それから、見直し後の2Q・通期の決算短信の取扱いについては、現行の取扱いを維持ということで伺っており、特に異論はないと考えております。

決算短信のデータ配信形式についても、ご説明の中ではすべての上場会社が印刷会社等の作成ツールを利用されているとのことで、HTML化も作業がほとんど手間を要するものではないと認識しております。これを前提にすると、特段意見を唱えることはないと認識しておりますが、ほかに論点があればご教示いただきたいと考えております。基本的には各社問題なく負担もなく対応できると考えていますので、申し上げる次第でございます。

最後に適時開示の充実について、投資判断の前提となる客観的事実を開示してほしいと記載がありましたが、前回も申し上げたとおり、シンプルな事業運営体制であれば客観的な事実と言える開示は簡単にできるということがいえるかもしれませんが、企業によっては長いサプライチェーンの中でマクロ経済の影響を幅広く受ける会社もあり、その中にはプラス要素もマイナス要素も多数含まれます。そのため客観的事実であっても、ある部分を開示することにより、投資家をはじめとした様々なステークホルダーにミスリードさせてしまうことになりかねないことを含め、企業側としては不用意な開示にならないように精査が必要と考えております。この点、現行の案は、客観的事実がさも精査を要しない事項と読める部分がございますので、少なくとも「客観的事実で、かつ影響の精査に時間を要しない情報」、といった表現にしていただけないかと考えております。実際、企業側のそうした判断には難しい部分があるといったことは改めてご理解いただきたく考えております。

また、事業環境の変化による影響等の情報について、精査が完了していない見込みベースでの開示要請について、やはり企業としては開示を行う以上、それぞれの社会的立場・責任があるので、精査が完了していない数値を無責任に対外的に開示することはできませんので、推奨という形にすべきでないと考えております。企業によって

考え方は違う側面もあるかと思いますが、社会的責任の大きい企業としては、しっかり精査をしたいという部分もあるかと思いますが、このように申し上げている次第です。そもそも適時開示のみで投資家に必要な情報が提供されるということではなく、任意開示を含めて全体として提供されるべきであり、こうしたことを踏まえると好事例の共有などの継続的な積み重ねによって、企業実務への定着を促すということが何よりも肝要ではないかと考えております。

長くなりましたが、以上となります。

【神作座長】

ありがとうございました。情報開示の充実についてもコメントを頂戴いただきました。決算短信のデータ配信形式について1点ご質問がございましたが、この点について事務局から何かございますか。

【内藤課長】

ご質問としては、今回なぜ決算短信のデータ配信形式をテーマと取り上げたのかということと理解いたしました。事務局資料で記載のとおり印刷会社側でのツール等の対応もなされていますので、上場会社における負担は基本的に大きくないと理解しております。一方で、今の取扱いから変更が生じるものであることや、我々のシステムの対応も進めていく必要があるという中で、一定の方針をこの場でご議論いただきまして示していきたいと考え、テーマとして挙げた次第でございます。

【神作座長】

それでは、情報開示の充実以外の論点につきまして、まずはご意見・コメント等をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。三瓶メンバー、お願いいたします。

【三瓶メンバー】

三瓶です。よろしくお願いいたします。

8ページと9ページの開示内容と開示タイミングについて、案として出されているところは、これまでの議論を踏まえて、ある程度考慮していただいております。この案は死守していただきたいと思います。

ただ感想として一言申し上げますと、キャッシュ・フロー計算書が義務ではなく要請になっており、ここは若干残念だと思っています。というのも、このように東証が決めたということは、メッセージとしてはキャッシュ・フロー軽視として映る危険性があると思っています。ご存じだと思っておりますが、キャッシュ・フロー経営の重視が散々言われています。そして多くの企業が任意開示でフリー・キャッシュ・フローの数値を出すようになってきています。特に統合報告書等で最後のほうに財務データがあり、過去10年のフリー・キャッシュ・フローを出すようになってきている。ただフリー・キャッシュ・フローの数値を出すのは海外投資家等から毎度指摘されるからであります。ただ数値は出すものの、フリー・キャッシュ・フローを重視した経営ができているかというところまで至っていない、とりあえず意識していますとして開示

している状況です。まだそのぐらいのところまでしか追いついていない状況で、東証がキャッシュ・フロー計算書については任意とし、積極的な開示を要請するにとどめるというメッセージは、下手をするとものすごく消極的に映ると懸念しているところです。ただ、利用者が自分たちで作ることができるので、こういう対応もあるかと考えており、仕方ないとも思っています。

9ページに積極的な開示を要請する事項として例示いただいて、これを適時開示ガイドブック等に反映していくということは、これまでの議論を踏まえていただいて感謝いたします。

そして、13ページの開示タイミングについては、普通に考えると内容が定まり次第開示として、取締役会で承認されたら即時に開示することが実務になっていると思うので、そのように捉えられると期待しています。ただ、取締役会にレビュー前のものを諮るのか、レビュー後なのかは各社の対応が違ってくると考えており、ここについては各社のスタンスにお任せするしかないと考えております。一方で、一部義務付けの場合にもレビュー後かレビュー前か自由でよいかについては、問題があったから義務付けされているので、レビュー後速やかに開示するだろうとおそらく普通に期待すると思います。これをレビュー後でないといけないとはっきり言うかどうかについて、はっきり義務付けてしまうと何等かの支障がないかと心配しています。というのは、レビュー付きにするためには相当時間がかかってしまう場合に、マーケットで非常に疑心暗鬼になるため、レビューはまだであっても会社としては決算の数値は出ていることを出させていただく方が、こういう場合には良いのだろうと考えています。こういうことを考えると、期待値は先ほど申し上げたとおりですが、これをどうするかは会社に任せるということではないか、ただその時に実態がどうなっているのかを東証がモニタリングして、期待どおりになっているのか、または違う実務がされているのかを今後フォローアップしていただきたいと思っております。

18ページ、19ページのレビュー・エンフォースメントについて、18ページでは一律に義務付けはしないが一定の要件の場合にはレビューを義務付けるという内容で、またその解除のタイミングについても、この内容で妥当ではないかと思っております。エンフォースメントも、丁寧に書いていただいております。このような形でエンフォースメントが進めばよいと思っております、これも妥当だと思っております。

次に、24ページの2Q・通期のところについて、現状通りということで、これでよいと思っております。

決算短信のデータ配信形式のところですが、DWGの際にも、また当検討会の事前説明の際にもベンダーへのヒアリングをお願いしていましたが、多くのベンダーにヒアリングしていただいております、非常に詳細な状況が分かって感謝いたします。そのデータ配信の形式についても、様々な方式・様式について特徴を明らかにしていただいたので、非常に助かります。また、別途HTMLの実証実験をしていたということは知りませんでした、このタイミングで活用できるということは素晴らしいことだと思います。今回、四半期決算短信の方式を変えるわけですが、データについてはバージョンアップになると思っております。これができることは、かなりポジティブなアピールのポイントだと思います。前半の部分は以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。藤本メンバーご発言ください。

【藤本メンバー】

発言の機会をいただきありがとうございます。前回の議論も踏まえて、取りまとめいただき大変ありがとうございます。主に1Q・3Qの決算短信の開示内容等についてコメントさせていただければと思います。

四半期決算短信の開示内容については、概ねこの提案で賛同しております。特に先ほども話ございましたが、IFRS・米国に基準におけるキャッシュ・フロー計算書の取扱いについて日本基準との平仄に合わせるという観点からも適切に検討いただいたものと考えております。

9ページ目の積極的に開示する事項について、あくまで例示だと認識してございますが、第1回目でコメントした偶発債務と後発事象についても、この項目に入れてはどうかと思います。特に後発事象は適時開示においても開示が行われていると認識しておりますが、重要な情報でもあるので、例示に含めることも一つの考え方だと考えております。

10ページのサマリー情報の変更イメージはわかりやすく記載いただいていると思います。細かい点で恐縮ですが、青字の箇所を削除する提案をいただいております。四半期決算短信は「公認会計士または監査法人の四半期レビューの対象外です」という文言が現行の短信には入っているが、これを削除する提案をされていらっしゃいます。レビューの対象は四半期の財務諸表と注記であり、正確にはサマリー自体はレビューの対象にはならないと思うので、この記載は残すのが良いと考えております。レビュー報告書を後日開示する場合はその旨を当欄に記載とあるが、この場合、レビューの対象が何になるのか明確になると良いと考えております。

開示タイミングについては、レビューを受ける場合と受けない場合について、そこに関係なく決算の内容が定まったと判断する時点で開示をするということで、両方の場合があると認識しておりますが、迅速な情報提供の観点からは検討されている方向性でよいと思っております。

ただ、レビューを受ける前に開示し、レビュー後に再度開示する場合は、レビュー報告書は必ず対象となる財務諸表と注記と一緒に開示される必要がございます。それがわかるような形で規定いただくとありがたいと考えております。

レビューの義務付けに関して、17ページ目でレビューの義務付けに関するシミュレーションをしていただきありがとうございます。また、過去に遡ってレビューを義務付けないという方向性について賛同いたします。レビューが義務付けされる場合について、特に18ページ目の義務付けの要件④の有価証券報告書や半期報告書の当初の期限内に提出されない場合や、⑤半期報告書の訂正を行う場合で訂正後の半期報告書にレビュー報告書が添付される場合について、場合によっては十分なレビュー期間が確保されない状況も想定されるのではないかと考えております。現時点では45

日のルールが基本であると考えておりますが、レビューの期間が一定程度必要ということに関しては、ご了解いただきたいと考えております。状況によっては、訂正が生じている場合には45日を超過するケースが出てくることも予めご了承いただきたいと考えております。

エンフォースメントに関しましては、基本的な考え方として、上場会社への確認が基本となるとあり、これは我々も同様に考えております。また、射程を広げる趣旨も明確にさせていただいており、方針自体については賛同しております。このご提案を受けまして、会計士協会でも対応を検討してまいりたいと思います。なお、具体的な方針の中で、②に守秘義務解除の正当な理由に「取引所の求めに対する報告等」を含めるとございますが、守秘義務解除の重みを考えると、報告というよりは必要に応じた連携強化が目的だと理解しておりますので、この点改めて確認させていただければと思います。

私からは以上でございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。続いて、黒田メンバーご発言ください。

【黒田メンバー】

当方の前回のコメントも反映いただきありがとうございます。前回以降、状況の変化等もございましたので、それらを踏まえていくつかコメントさせていただきます。

四半期開示に関する全般的な方向性については、投資者のニーズが強いとして追加されるべき情報は、「セグメント情報」と「キャッシュ・フローの情報」のみと理解しておりますので、DWGの議論を超えて、それら以外の追加の義務付けはない方向で引き続き進めていただきたいと思います。

次に個別事項です。5ページ目の第1回目の議論と考え方のIFRS・米国基準におけるキャッシュ・フロー計算書の開示義務を外していただいた点については、IFRS任意適用数を増やすという国の方針とも合致しており、高く評価できる修正ではないかと考えております。ただし、考え方に記載のある「積極的な開示の要請」については、任意である以上、開示が義務であると捉えられないようにすべきだと考えております。一義的には積極的な開示は外すべきと考えておりますが、仮に入れる場合においても、義務として捉えられないよう、東証の会社情報適時開示ガイドブックの記載箇所は慎重にご検討いただければと考えております。将来的に四半期開示の任意化が検討の遡上に上がっていることを踏まると、むやみに開示義務に見えるような内容を追加することは得策ではないと考えております。

加えて、キャッシュ・フロー計算書は有用とのご発言は十分理解できる場所ではありますが、全業種について当てはまることではないという点にもご留意いただきたいと考えております。2020年9月に企業会計基準委員会(ASBJ)がIASBの「全般的な表示及び開示」に対するコメントを出していますが、その中で「金融機関のキャッシュ・フロー計算書」の目的適合性に触れており、金融機関の健全性評価の一環として実施する流動性分析において、キャッシュ・フロー計算書を利用していな

いという指摘が利用者つまり投資者からあると書いてございます。つまり、全業種に共通して有用ではない以上、全社に義務付ける理由は特にないものと考えているところでございます。

続いて8ページ目のセグメント情報等の注記は新制度における半期報告書と同水準という点について付言させていただきます。新制度における半期報告書と同水準とって、作成者として許容できる範囲としては、現時点での四半期連結財務諸表規則で求められているセグメント情報であって、中間連結財務諸表等規則で現在求められているものではないという点には十分ご留意いただきたいと思います。作成負担が違うというところでご理解いただければと思います。

また昨年12月公表のDWG報告書において「経営成績等の分析」については、一部の委員から開示項目として追加すべきという意見があった一方で、追加することへの反対意見も多かったと理解しております。企業間で負担の感じ方に差異のある項目であり、「経営成績等の概況」の開示を義務付けることはDWG報告書の決定事項を超える範疇であり、真に必要な場合は慎重にご検討いただければと思っております。

次に、13ページの開示のタイミングについて、レビューを受ける場合の取扱いとして、レビューの前と後の2回に分けて開示することが前提となっているように見受けられます。2回開示することには負担もあり、国際的に観て2回開示することが一般的なのか、諸外国、例えば実際に任意で開示しているドイツの開示状況も調査頂いたうえで、本検討会に可能であればフィードバックいただければと考えております。

18ページのレビューの一部義務付けについて、レビューの取扱い変更の話が広がる中、一部の監査人に過ぎないと思っておりますが、監査報酬の減額も想定される中、レビューを受けることを企業側に推奨した方が良いという考えがあるように聞いています。監査法人が企業に対してレビューを受ける方向に誘導することがないように、任意は任意であることを、四半期短信を所管する東証から対外的に明確に伝えていく必要があると考えています。この点を踏まえると、基本的な考え方の冒頭の「一律には義務付けないが」については、「レビューは任意だが」と記載いただいた方が任意であることがさらに強調できると考えております。東証の文書はかなりのインパクトが企業にとってはあることを踏まえて、対応いただければと思っております。作成者としては、レビューは信頼性確保に課題がある企業に向けたものとして一義的に議論されるべきものだと、私自身考えているところです。

19ページのエンフォースメントの必要性について、方向性に十分理解できますが、一方で具体的に何をするのは難しいと思っております。例えば、公認会計士へのヒアリングを求めるといっても、任意レビューを受けていない四半期短信について監査法人は何が回答できるのかよくわからないところがあります。エンフォースメントの問題意識として不正の温床のヒアリングということが背景にあると思っておりますが、過去からの不正の経緯を知るという話であれば、過去の有報の適正性の話になると思うので、金融庁の所管の話にもなってくると思っております。従いまして、金融庁と東証の間で業務のすみわけをどのように行っていくのか、一定の整理が必要だと考えています。

22ページの2Qの取扱いについては、先ほどのセグメントの話になりますが、仮

に新制度の半期報告書のセグメント情報が現状の2Q報告書よりも負担が大きくなって、短信の方は現状の1Q・3Qの四半期報告書水準の内容で対応できるようにお願いしたいと考えております。

最後、藤本メンバーからご説明のあったレビューの手続について、概要については理解できたところですが、数点わからないところがあるので、可能であればご回答いただきたいと思っております。準拠性レビューでは、新しい開示項目が追加されないという前提だとしたときに、例えば、IFRS採用企業がキャッシュ・フロー計算書の代わりに今回求められているキャッシュ・フローの注記を開示した際にも、準拠性レビューが果たして可能になるのか少し疑問があります。また、企業が任意で開示する四半期連結財規で求められる注記がレビューの対象に入ってくるのかも少しわかりづらいので教えていただければと思っております。

作成者の意識としては、仮にレビューをしないにしても、監査法人からは実質的に年度監査の一環として、監査まではいかないと数値を見ていただくことを想定しています。その際に、先ほどのJICPAの資料の6ページの留意点のご説明をお聞きする限り、今回のレビューの手続は年度監査の一環として行うものとは異なるといった説明であったと理解しておりますが、今回のレビューについて、監査人に暗示的に黙示的に年度の監査の一環として見ていただこうとしている手続に比べて、レビューの位置付けのほうが高いのであれば、受けなくてもよいのではないかと感じられるところです。どのように理解すればよいか、ご教示いただければと思っております。

以上です、ありがとうございます。

【神作座長】

ありがとうございます。藤本メンバーに対してご質問があったと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

【藤本メンバー】

IFRSのキャッシュ・フロー計算書を省略して、キャッシュ・フロー注記とするケースにおきましては、規定がそのように決まればそれに準拠して開示されているかどうかを確認していくことになるので、東証の規則の中でそこが明確になれば、規則に則って開示がされていることをもって準拠性の結論を表明できると考えております。

また、任意の開示項目についても同様で、それ以外の開示をしているかどうかの判断は適正表示ではないので問題にはならず、準拠性として定められた規定に基づいて開示がされているかどうか、開示されている内容が正しいかどうかを確認していくこととなります。いずれにしても準拠性になると思っております。

年度監査の一環としてのレビューになるのかどうかは、先ほどの説明が十分ではなかったと認識しましたが、基本的には年度の監査人が行う四半期レビューであることには変わりございません。ただ、金商法の枠組みではなく東証規則に基づいて開示されるものに対するレビューになるため、そのような観点で、注記の一部が金商法で求められている注記から省略されているものに対しては、準拠性になると理解しており

ます。

私からは以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。それでは、神田先生、お願いいたします。

【神田メンバー】

神田です。2点申し上げたいと思います。

1点目は開示タイミングです。基本的には13ページにあるようにレビューの前でも後でも各企業が判断するというので、時期が来たら開示するというのでよいと思います。例外的にレビューが義務付けられる場合については、レビューを受けた後に開示するというのが、少なくとも原則となると思います。なお、レビューは任意が原則と制度を変えたときに、これまで存在してきた通期と半期、特に年度監査は影響を受けないのかが少し気になります。違うことをやるということになると、二度手間になってしまいコストが増えるということになるのは適切でないと思います。年度の監査のこれまで実務と四半期との関係での実務が悪影響を受けないように注意していただきたいと思います。

2点目はエンフォースメントです。資料に書かれている線はこれでいいと思いますが、実際に、効果やサンクションはどうなるのか、これまでと変わらないということなのでしょう。20ページの表では虚偽記載について示されていますが、訂正命令というものも上場制度としてはありうると思います。短信についてもこれまでの実務として、東証からここは訂正したほうがいいですよと企業に指摘するなどのやり取りは事実上あると思っていますが、どのくらいあるのか、その実態も踏まえて、訂正を求めることができるという規定を上場契約ないし上場規程に入れたほうがいいのではないかと思います。そこまでの必要はないのかもしれないですが、これまでの実務をも踏まえて、実効性向上の観点からご検討していただければと思います。以上です。

【神作座長】

ありがとうございました。訂正の要請の実務の取扱いについてご質問がございましたが、コメントを頂戴できますでしょうか。

【内藤課長】

詳細は調べたうえでご回答できればと思いますが、少なくとも、明確に訂正命令を出すような規則はなく、開示内容に誤りがあれば訂正をしなければならないという規則があるのが現状でございます。実態としても、現状は確報に対する速報という位置づけで短信が出されておりますので、東証単体として明確に訂正命令のような形での対応はないと思いますが、実態についてはまた確認させていただければと思います。

【神作座長】

どうもありがとうございました。それでは、黒沼先生、ご発言ください。

【黒沼メンバー】

黒沼です。よろしくお願いたします。今回、前回の議論をまとめていただいて、方針案を示していただきました。その内容はいずれも妥当だと考えています。そこに至る理由付けも資料にあるように、説得力があるものだと思います。

今回それに反対するご意見も出ており、反対意見に対しては反対ですが、詳しくここで議論しても仕方ありませんので、差し控えたいと思います。

2点ほど疑問のある点だけ指摘させていただきたいと思うのですが、1つは開示のタイミングです。決算のタイミングが定まり次第開示という基本方針は維持しつつ、決算の内容が定まったかどうかは会社に任せて、レビュー終了後に定まったと判断することも差し支えないが、レビュー未実施の短信を先行して開示するのは望ましいとする、これを明文化して規定を置くのかははっきりしませんが、レビューを付すかどうかは任意であるところ、これだと、決算を公表するという上場規則上の義務を履行しているかどうか非常に曖昧になってしまう。会社がまだ決算が定まっていないとして公表していないと言えはいくらでも遅らせることができるのではないか。そういうことがないように工夫が必要だと思います。今の決算の内容が定まり次第開示というルールを全く変更しないで大丈夫なのか、という点はやや疑問を感じました。

第二点はレビューの一部義務付けについて、有価証券報告書や内部統制報告書において問題のあった点が全部クリアされれば義務付けを解除するという考え方は妥当だと思いますが、反面、解除されるまでの期間は、1Qでおかしなものが出てきたのか3Qで出てきたかというタイミングによって決まってくる場合があると思います。一度無限定適正意見が付かなかった場合には例えば一年間は継続して、合計2回レビューを受けてください、とする方が投資家からすると信頼のできる決算短信が出てくるということになるのではないのかという疑問もなくはないところです。やや疑問もあるのですが、有価証券報告書や内部統制報告書についてきちんと監査がなされて、無限定適正意見が出て、しかも内部統制にも不備がないとなった後であればそれでいいのかもしれないと思いました。

感想めいたことで恐縮ですが、以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。はい、井口メンバーお願いたします。

【井口メンバー】

ありがとうございます。まず第1回の皆さんの意見を踏まえて取りまとめていただきありがとうございます。上手くとりまとめていただいたので、私のほうからはコメントは多くないのですが、8ページ、9ページに載せていただいているとおりの方向で、必要な情報は入っていると思います。

経営成績等の概況は必須のものとなっていますので、今回入れていただいたのは高く評価させていただければと思います。引用する場合に、該当書類を参照すべき旨と書いてありますが、紛れないように obscure にならないよう明確にやっていただければと思います。引用するのはよいのですが、そこだけは注意いただければと思います。三瓶委員も仰っていましたが、キャッシュ・フローの部分がなくなるというのは中長期的に企業を見てディスカウント・キャッシュ・フローを使う実務が日本の投資家の間でも、スチュワードシップ以降広がっている中ではちょっと残念な気もしますが、日本基準と合わせるということですので、やむを得ないかとも思います。一方で、9ページで積極的な開示を要請する事項にはぜひキャッシュ・フローを入れていただければと思います。ここをなくしてしまうとキャッシュ・フローを軽視していると思われる可能性もありますので、やっていただければと思います。

13ページの開示タイミングのところで、皆さんが仰っていましたが、迅速な情報提供の観点からレビュー未実施の短信を先行して開示することが望ましいというのはやや違和感があります。色々な条件をつけてというのものもあるかもしれませんが、今までは報告書があつての短信があり、言い方は悪いかもかもしれませんが速報性だけの役割だったのですが、今回四半期報告書がなくなったことで、提供する情報の質と速報性のバランスをとる必要が出てきたんだろと考えられ、こういった形で推奨するというのはどうなのかと思っています。また、理由として迅速な情報提供の観点からというのもやや違和感があります。

これはDWGでも、その時はレビューを入れることで遅れたらどうかという問いでしたが、私の記憶しているところでは利用者全員から「遅れたとしても4、5日であり、あくまで年度のマイルストーンなので4、5日は問題ないという」意見が多かったことからすると、理由含めて、そこは見直すべき、再考慮していただく必要があるのではないか、と思っています。また、義務付けの場合の21ページの事務局の問いかけに関しては、レビュー終了後に開示を求めるとというのが原則になってくると思っています。短いですが私からは以上です。まとめていただきありがとうございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。他にご意見、ご発言はございますでしょうか。植村メンバーご発言ください。

【植村メンバー】

植村でございます。本日はリアルで参加させていただいています、よろしくお願いたします。

私の方からコメント申し上げたいのは、全般的にございますけれど、まず、最初に四半期決算短信の内容について、でございます。8ページの基本的な考え方につきましては、「・・・、投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し、・・・」と前回より少し改善していただいています。ありがとうございます。

しかし、本来的には昨年12月27日のDWG報告の表現を忠実に反映した記載にすべきだと思っています。具体的には、最初の部分の「四半期報告書で開示されてい

た事項のうち」を、DWG報告の6ページ中段にあるとおり、「原則として速報性を確保しつつ」に修正が必要で、開示については義務付けではなくて要請にするというのが適当だと考えます。つまり議論のスタートポイントを今回廃止する四半期報告書ではなく、現行の四半期決算短信であることを明確にすべきということになります。

次に財務報告の枠組みですが、今回、「必要な事項を追加」と記載されていますが、この文言では財務諸表等規則や会計基準を上回る開示を取引所が求める可能性があるということになりますので、「必要な事項を追加」の部分は削除すべきだと考えています。

また、この新たな財務報告の枠組みは見直し後の財務諸表等規則や会計基準からスタートしていますが、四半期財務諸表等規則が廃止されること、あるいは前回資料にあった欧州の上場会社では1Q・3Qは財務諸表や注記の開示は要求されていないという視点も重要です。財務報告の枠組みはこのように複雑にするのではなく、取引所が1Q・3Qの開示事項を示すだけで十分だと考えています。

表の下側の添付資料の財務諸表につきましては、前回の説明資料の方針案にあったIFRS任意適用企業等に対するキャッシュ・フロー計算書等を含む全ての財務諸表の開示要求差異が撤回され、ありがたいと思っています。今回の方針案では各基準の取扱いに差は設けずに、連結PLと連結BSに絞っていることは評価させていただきます。なお、この二つの四半期財務諸表は従来通り、あくまで「要約が可能である」ということを明確にしてほしいと思います。また日本基準では1Q・3Qは法的にはキャッシュ・フロー計算書の開示の要求がされていないので、これを積極的な開示要請事項とするのは問題があると考えています。

注記事項のセグメント情報等に関する注記につきましては、「新制度における半期報告書と同水準」となっていますが、これでは差異の調整に関する開示、およびセグメント間売上の開示など複雑なことが求められる可能性がありますので、まさかそんなことはないかと思いますが、理解の齟齬が起きないように、カッコ書きの新制度における半期報告書と同水準の記述は削除して、開示内容は経営者の判断に任せるのが適当と考えています。

最下段の「その他」に記載されている「経営成績等の概況」については、四半期決算短信以外で開示を行うことを可能としている点は評価させていただきます。しかし、開示を義務付ける事項ではないと考えます。これでDWG報告の本文では経営成績等の概況は開示を追加する項目には含まれていなかったところと整合します。

次に説明資料9ページの「四半期決算短信の内容」についてです。ここでは「例示として積極的に開示を要請する事項」が列挙されていますが、これらは開示の要請ではなくて、「投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項」として任意開示に区分することが適当だと考えます。これは簡素化前の2010年（平成22年）4月に改正された、東証の四半期決算短信の見直しで、第1レイヤーの開示義務として「上場規則等最低限の要件として明確化する事項」、2つ目の「一律に添付を要請する事項」、3つ目の任意開示として「投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項」の、3つのレイヤーに分けていたことが非常に参考になり、今回もこれを踏襲すべきだと考えます。

具体的な内容ですが、まず開示要請事項とされている財務諸表の注記、つまり「B S・P L関係の注記」と「金融商品/有価証券/デリバティブ関係等の注記」は例示から削除すべきだと考えます。「B S・P L関係の注記」は包括的な開示の要請となりかねないため、これについては開示の要請・例示から削除して、経営者が特段に重要性があると判断したものを任意で開示するのが適当であると考えます。

「金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記」は日本基準では1 Q・3 Qの法定開示で事実上免除されているものであり、また、この開示はI F R S任意適用企業にとっても1 Q・3 Qで極めて大きな負担になっているので、例示から削除すべきだと考えます。

次にこれら以外の項目、つまり「キャッシュ・フロー計算書」と「その他」の「経営成績等に関する説明にあたって、投資判断に有用と考えられる事項」については、「積極的な開示を要請する事項」ではなく、先ほど申し上げた「投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項」として任意開示という位置付けにすべきだと思います。またこれらの開示の例示についても、決算説明資料などでの開示を可能にしてほしいと思います。

監査人によるレビューの有無の記載ですが、10ページの「サマリー情報の変更イメージ」に記載場所の案が示されていますが、本来は、財務諸表の注記事項では決してありませんので、従来どおりの特記事項として記載すべきと私は考えています。

次に、13ページの四半期決算短信の開示タイミングあるいは10ページのレビューを受ける場合の記載例には、説明資料ではレビューなし・ありの二段階開示が望ましいというように見えますが、レビューの実施後に1回で開示を求めるのが適当だと私は考えています。これは二段階開示が任意でレビューを受けることを奨励しかねない懸念があるためです。また、規則によりレビューが義務付けられている場合についても、これは信頼性が損なわれているという観点ですので、レビュー終了後に開示すべきだと先ほどからご意見いただいているとおりでと思います。

次に説明資料18ページについてです。前回もコメントしましたが、まず四半期決算短信のレビューについては一律には義務付けない、つまり任意であることを明確に周知・徹底いただきたいということです。

また、「レビューの一部義務付けの要件」については見直しが必要です。要件⑤はD W G報告の方向性である、「会計不正や内部統制の不備の要件を超えている」と考えており、削除すべきと考えています。要件④の提出期限遅れの場合も、信頼性の確保の観点から問題がないことが明らかな場合を除く」ではなく、「会計不正や内部統制の不備の場合に限定する」のが本筋だと思っています。また、細かいですが、レビューの実施者は年度の監査人が望ましいことは理解しますが、例外的に年度の監査人の辞退・解散などのケースもありえますので、同じであると明記する必然性はなく、考えられる等のやわらかい言い方でいいのではないかと考えています。

レビュー基準の「準拠性の枠組み」については、まず四半期決算短信に対するレビューはレアな一部義務付けのケースを除いては、あくまでも任意のものであることをまず周知・徹底をお願いします。「準拠性の枠組み」はこの実務検討会で初めて出てきた仕組みであります。四半期決算短信のレビュー報告については、藤本氏からの資

料の6ページの右側にほんの少ししか説明がなく、具体的な手続、レビュー時間、実施可能性、問題点などが明らかではなく、作成者として実施可能性に不安があります。実務指針等の改正の検討に際しては、作成者との議論の場で、意見をしっかりとJICPAには聞いていただくことを要望します。

次に19ページのエンフォースメントについてです。ここについては方針案に懸念があります。具体的な方針で、当事者は上場会社であるにも関わらず、公認会計士へのヒアリングに関する上場規則についてその射程を「上場廃止にかかる該当性の判断に必要と認める場合」から、「措置の検討に必要と認める場合」に拡大となっていますが、このような上場規則の射程の拡大には疑問があります。また「措置の検討に必要と認める場合」、という曖昧な規定では、射程が無制限に拡大するリスクがあり、問題だと考えています。エンフォースメントにつきましては今回追記いただきましたとおり、取引所が当該会社から聴取するのが基本ですので、監査人が上場会社の了解なく、自主的に守秘義務を解除できるような制度設計には賛同できないと申し上げたいと思います。

二つ目の議題の、2Qと通期の決算短信については法定開示が存続することから、現行の取扱いを維持する、開示内容を維持する方針案には強く賛成します。

三つ目の議題の決算短信のデータ配信方式、XBRLやHTMLに関する見直しの提案がありますが、これを今回のタイミングで本当にするのか、できるのかというのがありますので、私としては反対の立場でございます。HTMLについては、いまだ実証実験の段階で、現状では特定の少数の印刷会社に依存している問題もあると考えます。また「全ての上場会社が決算短信の作成ツールを利用している」、とありますが、取引所自らによる検証・突合がなされていないと理解しておりますので、この現状では3,800社の上場会社に一律にHTMLを求めるのは時期尚早で、少なくとも2年程度の準備期間が必要であるのではないかなと思います。

例えばプライム市場にだけ適用するというのも一つの案ではあるかと思えます。情報開示の充実については後ほどということになりますでしょうか。取り急ぎ以上でございます。ありがとうございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。それではオンラインでご参加いただいている熊谷メンバーからご発言の希望を寄せていただいております。熊谷メンバー、どうかご発言ください。

【熊谷メンバー】

ありがとうございます。熊谷でございます。

まず1Q・3Qの開示項目について、8ページの開示要求事項ですが、作成者の方々と相変わらず認識が違う部分があるかと思えますが、DWGの議論も踏まえつつ、概ね利用者の要望の最大公約数を取り入れていただいたと理解しております。どうもありがとうございます。

9ページの積極的な開示を要請する事項も全体として妥当ではないかなと思いま

す。キャッシュ・フロー計算書について、IFRS企業はこれまで法定開示に沿って開示している実務が定着していると思います。また、IFRS任意適用企業においては、社内にキャッシュ・フロー計算書作成の仕組み・システムが整備されているのではないのでしょうか。我々は利用者なので、作成者の方々の作成負担がどこまであるのか、なかなか想像しづらいところではありますが、これまでやってこられたことなので作成負担は相対的に小さいのではないかなと思います。ただ、開示を要請する事項であり、義務付けではないので、どうしても開示負担が大きいということであれば開示しないと自由もあるのではと理解しています。利用者の観点から、義務付けられなかったので残念という三瓶さん井口さんの発言には大いに共感いたしますが、IFRSを採用していない企業との整合性を考えた場合に、こういう規定で、あくまでも積極的に開示を要請する事項ということであっても、利用者の理解は得られるのではと思います。また、おそらく積極的に開示する企業とそうでないところが出てくると思いますが、そういった開示姿勢の差も有用な投資判断上の情報になるのではと思います。

それから開示のタイミングについて、レビュー付きの決算短信について速報版を出すことが望ましいとなっていますが、レビューの未実施の短信であっても重大な誤謬や虚偽の表示があるとは思われません。あとからレビュー付きの短信が出てくるということで、あえて速報版と呼びますが、速報版も正確性が高水準で担保される、そういう関係だろうと思います。そういう意味では現行の決算短信と四半期報告書の関係のアナロジーとはいえ、適時性の観点からも義務付けの場合でない場合には先行開示ということでもいいのではないかと考えています。ただ、色々な方からのご指摘のとおり、義務付けされている場合には、開示者の内部統制などに問題があるということなので、先行して開示するのではなくて、レビューを受けてから開示が望ましいと思います。

ここで、言葉の問題ですが、レビュー未実施という言葉が出てきますが、レビューは未完了ということであって、実施していないわけでないと思いますので、監査や保証の言葉でレビュー未実施というのであればそのままよいですが、ちょっとわかりづらいかないと思いました。

エンフォースメントについても、守秘義務の解除の要件等が入ることで、不正の抑止力が働くと思いますので、こういったことが入ってくるのはいいことではないかと思っています。それによってより実効性の高いエンフォースメントも可能になるのではと思います。

見直し後の2Q・通期の決算短信についてはご提案どおりで問題ないと思っています。

それから、決算短信のデータ配信形式も賛成です。PDF、XBRL、HTMLそれぞれの配信範囲が拡大しており、歓迎できると思っています。テキストデータについては確かにPDFよりHTMLのほうがはるかに使いやすいですし、AIの利用等が高まっている中で、PDFよりHTML化していただいたほうが、利用者としても大量の情報を迅速に処理できるのではと思います。

またXBRLについても、サマリー情報と財務諸表本表に加えまして、詳細タグのついた注記も対象になるということを使い勝手が向上すると思いますので、これも賛成したいと思います。

【神作座長】

どうもありがとうございました。予定の時間を少し超過しておりまして、次の論点に移らせていただきたいと思います。意見交換の2として、資料42ページにございます「情報開示の充実」に関する「ご議論いただきたい事項」につきまして、ご意見を頂戴したいと存じます。

先ほどと同様に、ご発言の際には、挙手いただきましたら、私のほうからご指名させていただきます。熊谷メンバーにおかれましてはチャット等で発言のご希望を知らせていただければと思います。

どなたからでも結構でございますので、ご意見を頂戴できればと思います。それでは三瓶メンバー、よろしくお願いいたします。

【三瓶メンバー】

三瓶です。まず情報開示の充実のところ、36ページにある案について、適時開示ガイドブックに37ページの事業環境の変化に関する開示のポイントを追加するというのは非常にわかりやすくなると思います。また、②でバスケット条項の本来の趣旨を明確にさせていただくことはまさに適時開示を将来どういう形にしていくのか、改善できないかという議論がDWGでもされていましたが、そのために重要なステップだと思います。

37ページの開示のポイントについて、この内容をそのままガイドブックに貼り付けることを考えたときに、文章の説明がもう少しあったほうが良いのだろうと思いました。というのは、例えば右側のピンクのところ、投資判断の前提となる客観的な事実、影響の精査に時間を要しない情報というのは、例えばどういうことかということ、年度の確定した情報というのは例えば3月末基準であれば、2023年3月末時点の決算の確定情報が年度のものとしてあります。ロシア国内にある資産、例えば工場の資産が総額でいくらになるのかということは、決算を締めた時点で明らかにわかっているはずで、そして、例えば、ロシアルーブルをキャッシュでいくら持っているのか、そういったことはまさにここで言っている精査に時間を要しない情報です。それは決算時点での確定値があるはずだからです。場合によっては企業が既に開示している場合もありますが、それがあまり目立たないところであれば、こういった時にロシアのエクスポージャーの昨年度末時点ではこんな感じだと出すものが、客観的で精査の必要がないものです。

こうした情報開示がミスリードするのかといえば、投資家は当然わかっていますが、昨年度末の状態であって、いまも全く同じかどうかはわからない。少なくとも昨年度末はそうだった。そこからその状況から大きく変わっていないとすると、またそれを全て失ったとする、あるいは没収されるなどがあったときに、いくら損失になるのかは簡単に把握することができるわけです。では、全部失うというのが結論かということそうではなくて、最大ロスとして把握ができるので、「それ以上の心配はしない」、と使われます。そういう情報の使い方です。下手に数字を言うとそれが独り歩きするのではないかと、ミスリードするのではないかと心配されますが、そういうことではあ

りません。

それと、左側のブルーのところ、影響の精査に時間を要する情報に関して、なぜこれが必要かについてです。精査というのはものすごく厳密に正しいとか、正確に分かった状態とは限らないと思っています。ここで必要なのは起こっている影響の可能性を経営者がどこまで把握できているのか、ということができるだけ早い段階で言ってほしいということです。なので、このぐらいざっくり把握しています、こんな可能性があると思っています、ということも含まれています。なので、それはその後変わる可能性もあるという前提です。しかし、もしかしたらこれからも変わるかもしれないし、精度がよくわからないから言わないとしたらどうなるか。開示しなくなったら、経営者は把握できていない、と投資家は理解してしまいます。経営者、または会社は内部で非常に混乱しているのか、情報収集もできていない、情報分析できていないのか、分析もできない会社ということで、相当懸念が広がるのです。そのため、この段階では正確性というよりも経営者として何を把握していて、どの辺に危険性があるのか、また注視しないといけない問題があるのかはわかっています、そこについては早めに対策を打っていきますとか、そういった内容の開示が必要です。

ですから、これは刻々と変わるかもしれませんが、そういったことを把握している時点で開示することで、マーケットがその会社に対する信頼感を回復するということで、だから情報開示が必要ということです。まさにそれが適時開示の本質だと思います。そのあたりについて言葉を含めて解説しないと、ただ羅列した例示みたいに見えて、こういうことがあったら計算して出さないといけないのか、売上高等と書いてあるので、計算して出さないといけないとなってしまう、その場合の精度はどのなのだ、となってしまうので、本来の趣旨をもう少し説明する必要があると思いました。以上です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。他にご意見はございますでしょうか。松本メンバー、ご発言ください。

【松本メンバー】

投資判断の前提となる客観的な事実の中で、影響の精査に時間を要しない単純な事象に関しては、開示できると思います。ただ、先ほども申し上げたとおり、実際にはプラス・マイナスの色々な要素が絡み合っていて、なかなかこういった影響の全体像が把握できないという事象も多々あります。現状の案ですと、投資判断の前提となる客観的な事実が、さも情報の精査に時間を要しない情報とイコールと読めることから、この部分は記載をご配慮いただきたいと考えております。

また精査が完了する前に開示することがあっても、投資者への情報提供等で重要と考えられるものは開示しなさいということについて、実際には、社会的責任を果たすために言わなければならないことは、企業側は精度にかかわらず開示することになるかと思っています。しかしながら、書き方の問題だとは思いますが、精査が完了する前に開示することも重要という言い方をしてしまうと、実態・状況の判断とは別に

開示を求められているという誤解を与えかねないと思いますので、この辺りも十分にご配慮をいただくと非常にありがたく思っています。

企業側も、開示しなければ社会的にどういう評価を受けるかということは常に頭に置きながらやっておりますので、申し上げたような事も踏まえ、取り纏めいただければと考えております。

【神作座長】

どうもありがとうございました。他にご意見はございますでしょうか。植村メンバー、ご発言ください。

【植村メンバー】

植村でございます。私の方からはあまり多くのコメントをするつもりはないですが、35ページの情報開示の充実の案について、バスケット条項は実務の視点から必要不可欠なものであって存置されることは歓迎いたします。しかし、位置付けを見直すということの具体的な内容については腑に落ちないところもありますので、作成者としては不安が残ります。

今回のタイミングでそもそもバスケット条項の位置付けを見直す必然性があるのかどうかは慎重な検討が必要だと思いますので、慎重な検討をよろしく願いしたいと思います。

また細かい点ではありますが、36ページの下段の四角内2つめのポイントで、「四半期決算短信の任意化の検討の素地」という文言が元原稿だったはずですが、「任意化の是非の検討」と、「是非の」という言葉が入っている理由は事務局の方にもお伺いしたいと思います。事前のレクにはなかったところなので気になりました。

あと37ページについて、先ほど松本さんも仰っていたとおり、企業としては利用者との対話を常に重視していますので、必要不可欠なもの、あるいは把握できているもの、メッセージとして発信すべきというものは必ず対応しています。それがもともと望まれている対話で、評価・促進となるので対応していますが、ロシア・ウクライナについては、弊社は当初は申し上げましたが、ほとんど影響がないのでその後は言っていない。そのあとは当然書面では出しているわけではありませぬので、それをもって把握していないと捉えられるというのは、私どもだけではなく色々気になるところですので、ガイドライン等への記載や持って行き方は色々工夫が必要かなと思います。

つまり影響がないと思われる場合は元々マテリアリティがないので、「発信していない≠把握していない」ということではない、というのは注釈として載せていただく、あるいは本文に書きこんでいただくというのが必要だと思います。以上でございます。

【神作座長】

どうもありがとうございました。1点、36ページの文言について事務局に対するご質問、具体的には「任意化の是非の検討」と表現されている理由について質問がございましたが、コメントいただけますでしょうか。

【内藤課長】

植村メンバーからご指摘いただいた点ですが、当該ページの下にDWG報告の抜粋を記載しておりますが、企業の開示姿勢の変化だけではなくて、ここに書いてあるような、幅広い観点から検討していくということでDWG報告がまとめられておりますので、そうした観点から任意化の是非の検討という表現にしたところでございます。

【植村メンバー】

DWG報告で任意化の検討の素地の是非という言葉が本文に入っていたならわかりましたとなるのですが、そうではないということであって、注釈は両サイドから出ていたと思いますが、そこに入っていたことがここに入っているのであれば、少し違うのかなと思います。

【神作座長】

ご意見ありがとうございます。それでは三瓶メンバーご発言ください。

【三瓶メンバー】

今の「是非」という文言を入れてください、と申し上げたのは私です。私はDWGにも出ていて、この問題はかなり白熱しました。最初に事務局資料に任意化の文言が出てきましたが、任意化ありきという議論はおかしいのではないのかということで、任意化を検討するには様々な環境が揃わないと検討できません、との議論になりました。

なので、任意化できるのかできないのかを含めて幅広い観点から検討する、だから継続的に任意化できる準備ができたのかを見ていかないといけないということで、「幅広く」となりました。そのため、36ページの元々の文章だと任意化の検討となっており、それはそもそもDWGで話した趣旨と違うということで私からそのことがもう少しわかるよう、一言入れてくださいとお願いした次第です。

【神作座長】

どうもありがとうございました。熊谷メンバーからオンラインでご発言のご希望をいただいております。熊谷メンバーご発言ください。

【熊谷メンバー】

ありがとうございます。情報開示の充実、及びいまのところは三瓶さんが仰るとおりではないかと思えます。まず、情報開示のほうは事象が発生した時にその時点における情報が必要というよりは、昨年度の確定情報で開示できるものがあれば利用者としては十分ではないかと思えます。

任意化の是非について、四半期決算短信の任意化が前提となっているようになっていて感じますが、少なくともDWGで議論していたときには、四半期決算短信の任意化は決定事項にはなっていなかったと思えますので、任意化の是非の検討でいいと

思いました。

前に戻るような発言になりますが、先ほど藤本委員から準拠性と適正性の説明がございました。これまでの金商法のレビューと四半期短信のレビューの大きな違いは、追加的な開示規定の有無がないため適正表示の枠組みに基づいた判断ができないということで、準拠性に留まると理解しました。一方で、先ほどから作成者の方々から問題となっている点で、事務局資料9ページにあるように、これは積極的な開示を要請する事項となっていますが、本来であればここはあくまで例示ですから、重要性があるのであれば、財務諸表規則第15条と同じようなことを開示しないといけないようにも見えます。やはり開示を義務付けているのではなくて積極的な開示に留まっているので、適正性の判断ができない、従って準拠性に留まるという理解でよろしいでしょうか。

また、もしこれがゆえに適正性の意見表明ができないのであれば、作成者の方々のご懸念はわかりますが、あくまでも推奨であって、義務付けではないのでそこまで気にされることはないのではないのかと思ったので、このような質問をさせていただく次第です。以上です。

【神作座長】

これは藤本メンバーに回答いただいてもよろしいでしょうか。

【熊谷メンバー】

藤本メンバーに対するご質問ということでお願いしたいと思います。

【藤本メンバー】

熊谷さん、ご質問ありがとうございます。ご認識のとおりと考えていまして、9ページにあるのは、積極的な開示を要請する事項で例示として挙げているものですので、必ず記載を求められるものではないと認識しています。これ以外の注記がされているのかどうかに関しては判断しないという前提のもとで、準拠性のレビューになると考えています。

【熊谷メンバー】

ありがとうございます。そうしますと、あくまで例示であって、そこまで作成者の方々も神経質にならないでいただけたらと思いました。

ある程度例示がないと、積極的な開示をしたいと思った場合に判断する材料がないでしょうし、ここに書いてあるのはあくまで例示であるということで、レビューの対象外ということでもありますので、あまり神経質にならずに、東証の新しいルールとして、積極的に開示しようとする企業を discourage するようなことにはしないでいただきたいと思いました。

【神作座長】

どうもありがとうございました。井口メンバー、ご発言ください。

【井口メンバー】

ありがとうございます。皆さまと同じポイントになってしまいますが、36ページの②バスケット条項は前回申し上げました、運用会社でインサイダー情報の管理で、コンプライアンス対応で使っているところもありますので、良い方向に変えることはいいと思いますが、変えるのであれば周知徹底していただき、慎重にやっていただければと思います。これは運用とは別のことですが、運用以外にも色々ところに波及する可能性もありますのでお願いします。

四半期の任意化の是非は皆さんが仰ったとおりだと思います。今回は全然関係ないと思いますが、もし本当にやるとなると、四半期だけでなく、ディスクロージャー全体をどうするのかという課題があり、私は、株主総会前の有報開示も含めて議論すべきことであると、DWGでも申し上げました。それを踏まえて今の表現でよいのではないかと思います。

37ページのところですが、影響の精査という言葉がきついように感じられて、企業の方も引っかかっているのかと思いますが、実際ベストプラクティスでやっている企業もあると思いますので、東証様もやられようとしているかもしれませんが、好事例の公表のような形でやられればよいのではないかと思います。良い例であれば企業名も出していいと思いますので。好事例の開示により、良い開示例も広がって行って、理解が進むのではないかと思います。ありがとうございます。

【神作座長】

ありがとうございました。他にご発言はございますでしょうか。

それでは最後に、オブザーバーの皆様からご発言等がございましたら、よろしくお願いたします。特にご発言ないということによろしいでしょうか、承知しました。

それでは、予定していたお時間となりましたので、これをもちまして、本日の審議を終了させていただきます。

最後に、今後の日程について、事務局より説明がございます。

【内藤課長】

本日は活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の日程でございますが、皆様の御都合を踏まえた上で、最終的に決定をさせていただきたいと思いますので、御案内をお待ちいただけたらと存じます。

以上でございます。

【神作座長】

ありがとうございました。

本日は、以上をもちまして閉会とさせていただきます。ご多忙の中、皆様、誠にありがとうございました。

以 上